注：本資料の全部又は一部の複写・複製・転載及び磁気また光記憶媒体への入力等を禁じます。

建設業許可を受けるための要件

建設業許可を受けるためには、下記の要件を満たしているかどうかで判断されます。

1 経営業務の管理責任者が常勤していること

- 建設業の経営業務について総合的に管理し、執行した経験を有する者。
- 許可を受けようとする建設業について5年以上、許可を受けようとする建設業以外については7年以上の経験が必要。
- 具体的には、建設業者（許可の有無は問いません）の取締役の経験、個人事業主の経験である。

2 専任技術者を専任していること

- 実務経験10年以上
- 学歴＋実務経験5年（大学等の学歴の場合3年）以上
- 国家資格者

3 請負契約に関して誠実性のあること

4 財産的基礎又は金銭的信用のあること

（一般建築業許可）いずれかの要件に該当
- 自己資本500万円以上
- 資金調達能力500万円以上
- 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること

（特定建築業許可）すべてに該当
- 欠損比率20%以下
- 流動比率75%以上
- 資本金額2、000万円以上
- 自己資本4、000万円以上

5 欠格要件に該当しないこと

本資料に係る法令等は作成当時のものであり、現在の法令等と異なる可能性があります。また、ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織がおかれている状況に対応するものではありません。当事務所は、的確な情報をタイムリーに提供するように努めていますが、情報を受取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。貴社又は貴殿が何らかの行動をとる場合には、ここにある情報のみを根拠とせずに、専門家が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© Matsuzawa Certified Administrative Procedures Legal Specialist Office
© Matsuzawa General Accounting Office